

- 「県立都市公園のあり方検討会」は、全県的な立場から検討を行う全体会の下に明石公園、播磨中央公園、赤穂海浜公園の3部会を設置し、「自然環境保全のあり方」及び「活性化のあり方」について検討を実施した。これらの事項に関する部会での検討は有用であったことから、他の県立都市公園にも展開することを提言する。
- また、共創の促進など、検討会の議論の中で得られた、今後の県立都市公園において必要であると考えられる事項についても提言する。
- 共創の促進を図ることができるよう、支援体制の構築、予算の確保、都市公園条例の改正やガイドラインの制定等の制度整備についても検討すること。

検討会成果の各県立都市公園への展開

- 各県立都市公園において、下記の検討事項について対応すること。その際、検討会での検討プロセス(部会やヒアリング等も含む)も参考にすること。

自然環境保全のあり方

- ①ゾーニング図の作成 (STEP1)
園内の樹木管理の基本的なスタンスを明確にするためのゾーニング図を作成すること。
 - ②合意形成の場及びルールを設定 (STEP2)
管理運営協議会等の合意形成の場を設けたうえで、樹木管理に係る合意形成を進めるためのルールを設定すること。
 - ③情報発信ルールの作成 (STEP3)
工事着手前における情報発信のルールを設定すること。
- フロー (①~③)

STEP1
ゾーニング図の作成
【目的】園内の各エリアをどのように樹木管理するのかの共通認識を持つ。
※ ゾーニング図A…公園における現状の自然環境について面的に整理
ゾーニング図B…個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示

STEP2
実際に樹木管理を行う際の合意形成
【目的】実際に樹木伐採を行うにあたり、関係者との合意を形成する。

STEP3
工事着手前段階における情報発信
【目的】工事着手時にも情報を発信することにより、意見のとり漏らしを防ぐ。

伐採を計画 → 工事の着手
- ④公園管理に利用者が企画・行動する仕組みの検討
利用者の公園管理に関する理解醸成のため、各公園の実情に応じて公園管理に公園利用者が企画・行動するしくみを検討すること。

活性化のあり方

- ①管理運営協議会等※の設置・拡充
管理運営協議会等が未設置の公園においては立上げを進め、設置済みの公園においてはメンバー構成の検討等拡充を行うこと。
また、議論の場の安全性を確保するため「お互いを認め合いながら話し合い、対話を進める」等のグランドルールの制定を検討すること。
※従来の管理運営協議会のほか、定期的に活動するサークル、団体、実験的なプロジェクトなど公園の利活用について議論する場を想定。
 - ②Park-PFIなど民間活力導入時の合意形成ルールの作成
民間活力を導入する場合の、意見聴取等のルールを作成すること。
- フロー

	事業可能性調査	調査結果公表	公募方針検討	公募開始	事業者決定
広く情報発信	●	●	●	●	●
協議会等へ説明	●	●	●	●	●
意見聴取	●	●	●	●	●
- ③施設の新設・改廃に係る合意形成ルールを設定
施設の新設や改廃等を行う際の合意形成のルールを作成すること。
 - ④情報共有マネジメントの整理
公園に関する様々な情報について、情報収集と情報発信の両面から整理し、公園の特性を踏まえた効果的な対策を実施すること。

共創の促進

- 公園の整備及び管理運営全般について、「参画と協働」を経て、新たな価値を生み出す「共創」の促進を図ること。また、そのための仕組みづくりを行うこと。
- 共創の促進のため、すべての県立都市公園での管理運営協議会等の設置や運営の見直し、市民参画の促進に必要なコーディネーター機能の設置・拡充を行うこと。

計画等への位置づけ

- 検討会での検討結果が今後の公園の整備及び管理運営に確実に継続的に反映されるよう、県の今後の取組として計画等に位置づけること。
(グリーンインフラや生物多様性の保全等に係る都市公園の新たな役割についても、計画に位置づけることが望ましい。)

公園ごとの差異の許容

- 検討結果を各公園に展開する際には、各公園の特性を踏まえ、差異が生じることを積極的に許容すること。
- 公園の管理運営に関しても同様に、多様な意見や要望に対して、統一のルールに基づき一律に判断するのではなく、その実現に向けて一緒に考える伴走型の姿勢を持つこと。

検討会成果の積極的広報

- 検討のプロセスを含む当検討会の取組は他の都市公園にも有用であると考えられるため、公園利用者等をはじめ県内外への積極的な広報に努めること。
- 検討会の成果だけでなく、成果を踏まえた様々な取組や実施結果についても、同様に広報すること。